

国際社会における武力行使禁止原則の変容（三・完）

松隈 潤

（目次）

第一章 はじめに

第二章 対イラク制裁と武力行使禁止原則

第一節 対イラク武力行使の経緯

第二節 安保理決議一一五四の採択過程

第三節 米英によるイラク空爆後の安保理における審議

第四節 国際法上の義務の「重大な違反」に関する議論

（以上『西南学院大学法学論集第三十二巻第一号』）

第三章 安保理決議を根拠とした「人道的干渉」

第一節 「人間の安全保障」と国際法

第二節 「保護する責任」の射程

第三節 ソマリアの教訓と国連

第四節 東ティモールにおける国連の関与

第五節 ダルフール紛争をめぐる

（以上『西南学院大学法学論集第四十卷第二号』）

第四章 安保理決議を根拠としない「人道的干渉」

第一節 コソヴォ紛争の衝撃

第二節 国際司法裁判所における「武力行使の合法性に関する事件」

第三節 「新たな脅威への対応」と国連

第四節 イラク戦争をめぐる

第五章 むすびにかえて

（以上本号）

第四章 安保理決議を根拠としない「人道的干渉」

第一節 コソヴォ紛争の衝撃

「諸国家が一般市民に大規模な被害が生じているような人道的惨劇に直面しながら、安保理においては常任理事国による拒否権行使により決議が採択できない場合に、国家は安保理決議を根拠とせず、また自衛権の行使でもない武力行使を行うことが国際法上、合法であると主張できるのか。」

本件は今日においてもなお、国際法における未解決の問題である。コソヴォ紛争におけるNATO諸国の対ユーゴ武力行使という事態を受けて、争点はより明確になったとできよう。二〇〇〇年に提出された「コソヴォに関する自主国際調査委員会」の報告書は、「国際法と人道的干渉」と題する章において、「要するに、この灰色の領域は合法性という厳密な考え方を超えて、正当性というより柔軟な見解を取り込むものである」と論じている。¹⁾すなわち、「合法性」に関する議論において、「正当性」に言及してしまうほどに、コソヴォ紛争は、大きな衝撃を与えていたという見方もできよう。

一般的武力行使の禁止に対し、国連憲章において容認されたその主たる例外としては、憲章四十二条の集団安全保障と五十一条の自衛権がある。一方で、冷戦後の武力行使に関する諸事例から、武力行使禁止原則の変容を論じることでもできよう。安保理の容認について疑義のある個別国家による武力行使の事例や、安保理決議による武力行使容認の射程の拡大、安保理をバイパスした武力行使といった諸事例を、法的にどのように評価するかという課題である。

本稿第二章において論じたように、対イラク武力行使における「重大な違反の理論」は諸国家の容認するところとはならず、先例ともされなかった。他方、米国、英国にとっては、国連憲章上合法であると主張することが最低限、必要であったという点を指摘することができる。

本稿第三章において論じたように、冷戦後の諸事例において、憲章三十九条の「平和に対する脅威」概念が拡大解釈された事例は相当数あり、これが慣習国際法の形成につながる国家慣行の蓄積という点において、武力行使禁止原則に一定の変容を生じていると論じることは可能であろう。しかしながら、それは「安保理決議に基づく人道的干渉」を慣習国際法上、容認する方向に国家慣行が蓄積されてきているということではなく、むしろ、「平和に対する脅威」概念の拡大解釈という現象に着目すべきであろう。

それでは、本章の課題である「安保理決議を根拠としない「人道的干渉」」についてはどのように考えるべきであろうか。一九九八年の段階において、ドイツはNATOがユーゴに対して武力行使の威嚇を行っていたことについては、これを人道的緊急事態によるものであることを認めるが、先例とはしない旨、明確にしていた⁽²⁾。一九九九年三月のNATOによる空爆開始後、米国、英国もコソヴォ問題を先例としないという立場をとった。英国は人道的惨劇を防止するための例外的な措置として人道的干渉が合法である旨主張した⁽³⁾。多くの国家は法的見解については明らかにせず、人道的考慮や関連安保理決議について言及するといった形式で議論を展開した。

NATO諸国による対ユーゴ空爆について、ロシアは人道的干渉の議論は国連憲章にも一般国際法にも根拠がないと反論している⁽⁴⁾。中国は国際の平和と安全の維持に関する行動の決定は安保理のみが行い得るとしている⁽⁵⁾。他方、空爆を違法とする決議案については、安保理において三対十二をもって否決されている⁽⁶⁾。

国連システムが対応できない場合に、有志連合のかたちでの武力行使はひとつの軍事的な選択肢ではあるが、国

際法上の合法性の問題は、当然のことながら軍事的可能性とは異なるものである。とくに開発途上国を中心として、懸念を表明した国家は多く、憲章の武力行使禁止原則に関する柔軟な解釈は濫用の危険性をはらんでいるという指摘がなされている。

コソヴォ紛争におけるNATO諸国による対ユーゴ武力行使は自衛権によって合法化できず、事前の安保理決議によって容認されていたとする議論も説得力に欠ける。たしかにコソヴォ紛争が憲章七章に関するケースであることは安保理も認めていたし、マケドニア、アルバニア、ブルガリアといった近隣諸国に影響を及ぼすことも事実であった。しかしながら、安保理は明確にNATO諸国による武力行使を容認した決議を採択してはいないし、集団的自衛権行使の事例でもない。安保理による黙示の承認があったとする議論も、拡大解釈の危険性をともなっている。さらに、ジェノサイドや人道に対する罪に対応することにおいては現代国際法の発展が不十分であることから、国家による単独の干渉が許容されるという議論は法的に説得力を欠く。

憲章五十三条には地域的機関が国際の平和と安全の維持について有している役割に関する規定があるが、NATOが憲章五十三条の地域的機関にあたるか否かについては、NATOがどのような行動をとったかという点に焦点をあてて考えるべきであろう。憲章五十三条一項は地域的機関による強制行動に対し安保理の許可が必要である旨規定している。もちろん、憲章五十一条の集団的自衛権に関する行動であれば安保理の許可は必要ないわけであるが前述の通り、コソヴォ紛争におけるNATOの対ユーゴ武力行使を集団的自衛権によって合法化することは困難である。

国際法におけるいわゆる人道的干渉は十九世紀にヨーロッパ諸国がオスマン・トルコ領内のキリスト教徒保護を理由として武力をもって干渉したことに起源を有する概念である。NATO諸国の対ユーゴ武力行使について、生

成しつつある規範として人道的干渉を主張する論者も多く存在した⁷⁷。また、「保護する責任論」はコンソヴォ問題を中心とする契機として議論が進展したものである。

憲章二条四項の草案が「いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも」という文言を含まなかったことは広く知られている。オーストラリア提案により挿入されたこの文言は、武力行使禁止原則の例外を広く許容するために挿入されたわけではなかったにもかかわらず、後に起草過程の議論を離れて徐々に解釈されることとなった。すなわち、憲章二条四項が政治的独立や領土保全に言及していることから、それらに抵触しない武力行使については容認される余地があるとする議論も展開されてきた。しかしながら、これは憲章の起草過程からは想定されていないかった議論であると言わざるを得ない。コルフ海峡事件において、国際司法裁判所は英国の主張を退け、干渉を違法とした。ニカラグア事件においても国際司法裁判所はコルフ海峡事件を参照しつつ、不干渉原則について確認している。

さらに、武力行使禁止原則は強行規範であるとする見解があり、この観点からはいかなる逸脱も許されないということになる。武力行使禁止原則の優位性は憲章起草時において明確であったことから、国際法において武力行使禁止原則の例外として、一般的に人道的干渉の合法性が認められると論じることが困難であろう。現段階においては、国家慣行として慣習国際法としての人道的干渉の合法性を裏付ける証拠が十分に蓄積されていると言うことはできない。それでは憲章が想定する集団安全保障のシステムが機能しない場合に、どのような帰結となるのであるか。

人道的干渉を慣習国際法上、合法であるとする見解は、国際法において自力救済が認められる可能性があるとの見解を基礎としていられるとされる。たとえばリリックは基本的人権に関する大規模侵害があり、国連による実効的な

対応がない場合に、国家の単独行為としての干渉が合法であると論じた⁽⁸⁾。リースマンとマグドローガルはナイジェリア内戦について、国連の行動を要請し、これがなされない場合には単独国家による干渉を主張した⁽⁹⁾。リースマンは憲章二条四項について、新たな解釈を展開し、国連が平和と秩序を達成できなかった場合、個別国家には自力救済のための行動をとることが要請されていると主張した⁽¹⁰⁾。当該武力行使については、世界秩序を強化するものであるか、また人民の自決権を強化するものであるかという点が重視されるとする。リースマンはさらに救済のない権利は権利と言うことができず、多数国間のシステムによって解決される可能性がない場合に、個別国家による行動を禁じることは権利を終了させるに等しいと論じている⁽¹¹⁾。テソンは当初、国連憲章二条四項は集団安全保障にリンクするものであって、これが機能不全に陥った場合には根本的な事情の変更となると論じていた⁽¹²⁾。しかしながら、国連国際法委員会（ILC）は条約法条約に関するコメントリーにおいて、事情変更の原則は狭く解釈されるべきであると説明している⁽¹³⁾。テソン自身、後には事情変更を強調することなく、慣習国際法としての人道的干渉を合法化する議論を展開している⁽¹⁴⁾。前述のニカラグア事件においては、人道支援が干渉とはみなされない可能性について言及されているが、米国の干渉行為自体は違法と判断されている。この文脈で米国が主張した人権保障や人道目的は否定されているのであり、慣習国際法としての人道的干渉の議論は認められていないと言わざるをえない。また、憲章二条四項が強行規範であると考えた場合、条約法条約六十四条によれば、後に生じる強行規範によってのみこれを無効とすることができるということになる。

それでは、冷戦後の国家慣行の蓄積によって、慣習国際法としての人道的干渉の権利が生成したと論じることができるであろうか。冷戦後の諸事例、すなわちリベリア、北部イラク、コンヴォオ等の事例の検討から、人道的干渉の権利が生成しつつあるとする議論がある。その場合においては、「事態の深刻さ」、「政治的中立性」、「安保理の

機能不全」、「必要性」、「均衡性」、「説明責任」といった諸条件が満たされる必要があるとされる。¹⁵⁾

条約の解釈において後に生じた慣行が考慮されることは、条約法条約三十一条においても規定されているところであるが、チェスターマンによれば人道的干渉に関する国家慣行としてしばしば言及される事例としては以下がある。すなわち、一九六〇年のベルギーによるコンゴ干渉、一九六四年の米国およびベルギーによるコンゴ干渉、一九六五年の米国によるドミニカ共和国干渉、一九七一年のインドによる東パキスタン干渉、一九七六年のイスラエルによるウガンダ干渉、一九七八年のベルギーおよびフランスによるザイル干渉、一九七八年から七九年のタンザニアによるウガンダ干渉およびヴェトナムによるカンボジア干渉、一九七九年のフランスによる中央アフリカ干渉、一九八三年の米国によるグラナダ干渉、一九八九年から九〇年の米国によるパナマ干渉、一九九〇年の ECOWAS によるリベリア干渉、一九九一年の米、英、仏によるイラク干渉、一九九七年から九八年の ECOWAS によるシエラレオネ干渉、そして一九九九年の NATO による対ユーゴ干渉等である。¹⁶⁾

これまで多数の事例について検討がなされてきているが、それぞれの内容を精査した場合に、現段階において、これらの事例の蓄積が人道的干渉に関する慣習国際法を形成していると評価することは困難であろう。むしろ、自国民保護に関する事例も多く含まれているとすることができ、さらには旧宗主国としての権益に関連する干渉事例も多くみうけられるというのが実態である。

コソヴォ紛争に関しては NATO 諸国の多くがこれを先例としないという考え方をとった。すなわち「コソヴォを例外とする」という考え方であり、この文脈から、国家慣行の蓄積といった観点ではなく、むしろ道徳的、政治的義務という考え方が強調された。しかしながら、これは厳密な合法性の問題とは基本的には無関係である点を確認しなければならぬであろう。

先行研究の多くはNATO諸国による対ユーゴ武力行使を合法とはしていないが、正当性については一定の指摘を行っている。^{①7}「違法だが正当」という言説は一連の議論の中で提起されたものであるが、正当性に言及することによって国連の容認をバイパスすることは国連体制を弱体化するという問題性を内包している。

人道的干渉について、理論上は国連総会決議の採択を試みることも一案ではあるが、現実的には困難であろう。「平和のための結集決議」による総会決議の可能性という点において、三分の二の多数を確保することは、少なくともコンヴォの事例においては不可能であったと考えられる。さらに国連憲章の改正も非現実的である。人道的干渉を法典化するならば、人道的惨劇に対しては必ず干渉すべき義務があるという帰結にもつながりかねず、この点においても大多数の国々には抵抗がある。

一九九九年秋の国連総会において、当時のアナン国連事務総長により、「主権と人権の関係の変容」に関する指摘が行われたが、これに対し、中国は強く反発している。^{①8}フランスはコンヴォ問題の例外的状況を強調し、国連憲章の枠内での行動の重要性を指摘している。^{①9}他方、オランダの発言は大変に興味深く、もしも憲章に二条八項を加えるならば、加盟国が自国民を迫害することを禁ずる内容とすべきである旨主張している。^{②0}ポーランドも、主権の壁が人権侵害を隠すものとして利用されてはならない旨述べている。^{②1}このような議論の延長上に、カナダ政府の「ニシアティヴによる「保護する責任」の議論があつたわけであり、二〇〇五年の世界サミット成果文書において「保護する責任」は採用されたが、単独の国家による干渉の可能性については言及していない。

第二節 国際司法裁判所における「武力行使の合法性に関する事件」

国際司法裁判所に対してユーゴ（セルビア・モンテネグロ）がNATO加盟諸国のうち対ユーゴ空爆に参加した十カ国を相手取って訴訟を提起したが、いずれも管轄権段階でその訴えが認められなかったことについてはすでに多くの先行研究がある。²³⁾

ユーゴは一九九九年四月二十六日に国際司法裁判所に提訴している。まず仮保全措置によりNATO諸国による空爆を止めるべく、対ユーゴ空爆は憲章二条四項に違反する旨訴えたのであるが、これは空爆が人道的干渉の理論によっても合法化することはできず、また、後の慣行も慣習国際法を形成していないという主張であった。²⁴⁾ すなわち、NATO諸国による空爆の違法性の確認を求めるとともに、空爆の即時中止を仮保全措置要請として求めたのである。この文脈においてユーゴは一九八四年の英国外務省の見解、すなわち、「人道的干渉の合法性は疑わしい」とする見解を引用している。²⁵⁾ また、ユーゴはNATOの武力行使の態様も問題視し、純粋な人道目的ではなく、政治目的であったと主張している。

さて、本件訴訟は管轄権段階で終了しており、安保理決議を根拠としない「人道的干渉」の合法性について国際司法裁判所が判断を示したケースではない。しかしながら、被告となった国家の中でベルギーが口頭弁論において、以下のような主張を展開していたことには注目すべきであろう。

干渉については、ベルギーはすでに採択されている安保理決議が武力による干渉の根拠を提供している旨主張した。ベルギーによれば、それらの決議は明確であり、憲章七章に基づいているものである。憲章七章のもと、安保理は国際の平和と安全に対する脅威の存在を決定できるが、ベルギーの主張はさらに進んで武力による人道的干渉

の考え方を発展させる必要があるとする。ベルギーによれば、NATO諸国、とくにベルギーは、安保理決議によって示されているように、進行中の人道的惨劇に対して干渉し、これを抑止する義務があると考えている。それは、強行規範である本質的な価値を守るためであり、それらは生命に対する権利、身体の不可侵、拷問の禁止等である。ベルギーはこれらが強行規範の地位を得ていることは逸脱が認められないことから明らかであり、NATOは強行規範によって体现された基本的価値を保護するため、また安保理が存在を確認した人道的惨劇を防止するために干渉した旨主張する。またベルギーの見解によれば、NATOはユーゴの政治的独立、領土保全について一切の疑問を提示していないのであるから、それらに対する干渉ではない。NATOの干渉の目的は危機に直面している人々を救うことであり、ベルギーは憲章二条四項と整合的な武力による人道的干渉であると考えている。なぜならば憲章二条四項は国家の領土保全、政治的独立に対するもののみを対象としているからである。⁽²⁶⁾

ここでベルギーは先例としてインドによる東パキスタンへの干渉、タンザニアによるウガンダへの干渉、ヴェトナムによるカンボジアへの干渉、ECOWASによるリベリア、シエラレオネへの干渉を指摘する。ベルギーはナン事務総長の発言を引用し、「いかなる国家も主権の陰に隠れて人権侵害を行うことはできない」旨強調している。すなわちベルギーの見解によれば、NATOの行動は文民を保護するのみならず、地域全体の安全を確保するものであるということになる。ベルギーの議論はさらに緊急避難におよんでいる。すなわち、安保理決議において確認された人道的惨劇が継続している状況においては、武力行使禁止規則に対する違反が行われたとしても、それは強行規範としての権利を守るという、より高次の価値のためであると見る見解である。その場合、均衡性の原則を満たす必要があるが、これを満たす限りにおいて違法性が阻却されるという議論である。⁽²⁷⁾

このような明確な主張を展開したベルギーと比較すると、ベルギー以外のNATO諸国は人道的干渉の合法性に

については詳細な議論をしていない。米国は近隣諸国への脅威があったことや、安保理が平和と安全に対する脅威を認定したこと等に言及し、英国は安保理による黙示の容認に依拠する議論を展開している。

国際司法裁判所は仮保全措置段階においても、管轄権段階においても、管轄権を有しない旨判断した。国際司法裁判所は武力行使が国際法上の重大な問題を引き起こしている旨言及し、当事国が憲章に従って行動する必要性は強調したが、国際司法裁判所の本件紛争に関する管轄権については否定したわけである。²⁸

一九九九年六月二日の仮保全措置命令により、管轄権の欠如を理由として要求が退けられた際、米国とスペインに関する訴訟は管轄権の明白な欠如により総件名簿から削除された。他の八件についてはその後の手続きが進められた。二〇〇〇年十一月一日に国連はユーゴの新規加盟を承認し、二〇〇三年二月四日にユーゴは国名をセルビア・モンテネグロに変更している。ユーゴは管轄権の基礎を国際司法裁判所規程三十六条二項とジェノサイド条約九条等においていた。国際司法裁判所は二〇〇四年の管轄権判決において、ユーゴが一九九九年四月に提訴した際、ユーゴ、すなわち現在のセルビア・モンテネグロは国連加盟国ではなく、国際司法裁判所規程の当事国ではなかったため、国際司法裁判所は本件訴訟について管轄権を有しない旨判断した。

第三節 「新たな脅威への対応」と国連

冷戦後、非国家主体が既存の国家に対し新たな脅威をもたらしていることは、二〇〇一年九月十一日の同時多発テロによって明確に示された課題である。脆弱国家内部において大規模人権侵害が頻繁に生じていること、また国内において非国家主体がテロ組織として武装化していくこと等、今日、多くの課題が明らかにされてきている。そ

のような場合に、個別国家がいわゆる人道的干渉を行うことは合法であろうか。とくに大規模人権侵害の加害者が非国家主体である場合に、どのように考えるべきであろうか。二〇〇一年の同時多発テロ以降、西側諸国においては人道的危機とテロの関連性を重視し、より積極的に破綻国家の問題に対処するようになってきており、「新たな脅威への対応」は人道的干渉論とも深い関連性を有している。

国連創立七〇年を迎え、今日、憲章起草者たちが想定しえなかったような、「新たな脅威への対応」が要請されていることは疑いないが、確立した武力行使禁止原則に関する解釈の範囲において、様々な対応が試みられている現状である。しかしながら、非国家主体が国家の正規軍に匹敵するような武力攻撃を行うことが可能な現状においては、伝統的な自衛権の解釈だけでは対応できないと言わなければならない。たとえば、非国家主体の攻撃は、これを国家に帰属させることができる場合においてのみ自衛権の行使が許容されるのであろうか。

二〇〇一年の同時多発テロ直後に採択された、安保理決議一三六八は武力行使を容認した決議ではない。しかしながら、決議において自衛の固有の権利に言及していることには注目すべきである。アフガニスタンがアル・カイダに対して実効的支配を及ぼしていたとは言えない点において、二〇〇一年十月以降の米国によるアフガニスタン空爆を伝統的な自衛権の解釈によって合法化することは困難である。また、タリバン政権が同時多発テロについて、テヘラン人質事件におけるイランのような意味で国家責任を有していたと論じることまた困難である。それでもなお結果的に、米国等のアフガニスタン空爆は多数の国家によって黙認されたという点には留意すべきであろう。これは当該国家がテロリストの根拠地となっていたという文脈において、空爆を容認する議論であったとみることができ。しかしながら、その後、慣習国際法がそのような方向へ発展したか否かという点については不定的にとらえるべきであろう。コンゴ領域における武力活動事件において、国際司法裁判所はニカラグア基準に基づく

制限的な解釈にとどまっている。またカッセーゼは慣習国際法を変更するだけの国家慣行、法的信念に欠けている旨、言及している。⁽²⁹⁾

領域国家が非国家主体による軍事活動を阻止する能力に欠けている場合はどのように考えるべきであろうか。今日、ISILに関し、諸国家が直面しているのはこの問題である。シリア、イラクといった主権国家が脆弱化する中、そのような環境において勢力を拡大したのがISILである。すなわち、ISILが活動を拡大できる環境が、シリアやイラクに整ってしまったことが原因であるとされる。⁽³⁰⁾この現象が二〇〇三年三月のイラク戦争にひとつの起源を有することは示唆的である。破綻国家等からの非国家主体の攻撃に対して、被害国が武力行使により反撃することができないという解釈は現実的には適切ではないであろう。ロシアはグルジアからのチェチェン組織による攻撃に関して、グルジアがこれに適切に対処していない点に言及し、憲章五十一条に基づく行動の権利を主張している。⁽³¹⁾

二〇一四年に米国が主導する有志連合の国々がISILの部隊に対し空爆を行った際、イラク領域内への空爆についてはイラク政府からの同意をとりつけていたが、シリア領域内への空爆については事前にシリア政府からの同意を得ずして行ったことが問題となった。すなわちイラクに関する集団的自衛権の行使が、シリア領域内における非国家主体への武力行使を許容するのかという問題である。その際に、シリアはISILによるイラク領内への攻撃を防止することができず、あるいはそのような行動をとろうとしなかったという背景があった。⁽³²⁾いずれにせよイラクという主権国家の同意を根拠として合法化の理論を構築するのであれば、本件は本章において検討している「安保理決議を根拠としない「人道的干渉」」の事例ではないが、内戦の状況において、領域国家の同意を根拠として武力行使を行うことに関しても、慎重に検討すべき問題点が存在している。すなわち、民族解放戦線等のケースに

においては、内政不干渉原則および自決権原則により武力による干渉が禁止される事項としてとらえられてきた問題であった。すなわち政府による要請があったとしても、内戦への武力干渉は自決権行使を妨げるとする議論が可能である。もちろん I S I L の事例については、これを自決権行使としてとらえることは適切ではない。

国家実行としては、反乱軍の攻勢を受けた政府が他国に軍事的な支援を求め、武力行使が行われた事例は多い。二〇一三年のマリ内戦に対する、マリ政府の要請に基づくフランス軍の軍事介入等である。内政不干渉原則や自決権原則に反するような武力行使は国連憲章に違反するが、他方、一般的に、当該領域国家の要請に基づく武力行使が禁止されているとは言えない。マリの事例においては、国家の要請に基づく武力行使について、安保理決議が存在しては無くとも、国際法に違反するものではないという法的信念が諸国家に共有されていたとみることができ。マリにおいては二〇一二年後半、北部地域においてテロ組織による活動が深刻となり、二〇一二年の安保理決議二〇八五においては、アフリカ連合（A U）主導の国際監視団の派遣を決定し、加盟国、地域的機関、国際機関に対し、テロ組織による脅威を減じるため必要な支援を行う旨決議したが、これが二〇一三年のフランスによる武力行使を容認したものであるかについては不明確である。フランスは安保理決議二〇八五³³ではなく、マリ政府の要請や自衛権を根拠としたが、安保理はこのフランスの立場を事後的に容認している³⁴。すなわち黙示的な武力行使の容認という考え方を認めているようにも見える。

I S I L の事例においては、とくに非国家主体が国際的な広がりをもっているケースであり、イラクのみならずシリアの領域の一部を支配し、諸国家から外国籍の戦闘員が流入していること等も、いわゆる一般的な内戦の事例とは異なる特殊事情である。さらに I S I L 掃討作戦に参加した諸国家は、非国家主体が自国の安全に対する脅威となっている点も強調した。すなわち、I S I L の事例は純粹な意味での内戦の事例ではないとする主張である。

国家の安全保障から人間の安全保障へのパラダイム・シフトが要請される新たな脅威の事例のひとつとして、内戦下、自国政府による自国民に対する大規模人権侵害が起きるといふ事例がある。リビアにおいてはNATOの主導により、安保理決議による容認を踏み越えた体制変更を伴う武力行使が行われ、結果的には今日この地域もまた、ISILの活動が活発に展開される地域となってしまった。二〇一一年の安保理決議一九七三が容認していたのは文民の保護と飛行禁止空域の強制であって、体制変更は含んでいなかった。安保理決議一九七三によって容認された範囲を超えてNATOが主導する武力行使が行われたわけである。本件を契機として「保護する責任」論に対する諸国家の批判が強くなったことは示唆的である。

第四節 イラク戦争をめぐる

イラク危機については、本稿第二章において一九九八年の「砂漠の狐作戦」に関する法的分析を行った。二〇〇三年三月以降のイラク戦争において、米英側がその合法化の根拠として用いたのは、そこで検討した「重大な違反」の理論であった。その意味では、米英側において対イラク武力行使に関する合法化の理論は一九九八年当時から変化はなかったということになる。イラク戦争はサダム・フセイン政権の崩壊という体制変更を伴ったわけであるが、これが均衡の原則に基づいていたかという点については疑問が残るところである。

米国は安保理において新たな決議を得ることを必ずしも志向していなかったが、英国は安保理決議を重視していた。この点において安保理決議一四四一の意味するところが米国と英国では異なっていたと言うことができる。⁽³⁵⁾ 米国の場合にはブッシュ大統領の声明からも明らかのように、「自国の安全を確保するために武力行使を行う主権的

権限」を有するとの見解が強かった。⁽³⁶⁾

他方、本章の課題である人道的干渉との関連において、イラク問題は長く、当該課題との関連性を有してきた問題であると言うことができる。すなわち「自国政府からの攻撃に対し、一般市民を保護する目的のために、国家が単独で武力行使を行うことが合法であるのか」という課題である。一九九一年四月、安保理においてはイラク軍の攻撃から逃れるため、二十二万人の難民が国境に押し寄せていることがトルコによって報告された。国内管轄事項に対する不干渉原則から、安保理における審議は難航した。決議案を起草したフランスは内政不干渉原則に依拠しつつ、人道的被害の深刻さを強調した。安保理においては、大量の難民の発生について、これを国際の平和と安全に対する脅威と認識する国家も多かった。安保理決議六八八は賛成十、反対三（キューバ、イエメン、ジンバブエ）、棄権二（中国、インド）によって採択された。安保理決議六八八には中国の抵抗もあり、「憲章七章のもとに行動する」旨の言及がない。この安保理決議六八八に基づいて英、米、仏がクルド族に対する安全地帯を設定する干渉を行ったわけである。イラク側はこれを主権侵害であると抗議した。安保理決議六八八自体はこの安全地帯設定について言及しているわけではない。イラク政府の同意なしに、他国の軍隊がイラク領内に入ることを容認した決議ではないからである。英国は一九九二年に外務省が議会に提出したメモランダムにおいて、「極端な人道的必要がある場合に、当該領域国家の要請によらない国際的な干渉が正当化される」旨、述べている。⁽³⁷⁾安保理決議六八八自体は北部イラクにおける干渉をマンデートとしてはいないが、国家慣行において認められているとする見解である。⁽³⁸⁾ブレア首相はシカゴ演説において、干渉の条件について明確化したが、英国は、イラクへの干渉について人道的観点からの合法化を試みた唯一の国家であった。すなわち新たに発展した慣習国際法としての「干渉の権利」という構成である。⁽³⁹⁾

後にコソヴォ問題においても英国はこの議論を発展させている。すなわち安保理決議において目的が容認されているが、武力行使については明確な容認がない場合においても、人道的惨劇を防ぐために他の手段がない場合には干渉することができるという考え方である。英国外務省の法律顧問であったウッドは、「ホロコーストのような状況が起き、安保理がブロックされ容認を得られない場合に、国家がそのような状況に対して行動できないとするところが法ではありえない」旨述べている⁽⁴⁾。しかしながら、ここにおいて英国が論じているのは一般的な人道的干渉の権利という議論ではない。むしろ、例外的な状況において人道的必要性が極度に強い場合への対処という文脈である。人道的必要性を法的に構成するひとつの可能性は、遭難または緊急避難であろう。しかしながらこれに関連して国家責任条文は武力行使に関する法解釈を拡大することを意図してはいない。

コソヴォ問題に際して一部の論者によって主張された「違法だが正当」の議論は、国際法の基盤を揺るがしてしまふ危険性がある。これに対して、英国が論じているのは、人道的惨劇に関する安保理決議が存在しつつ、武力行使の明確な容認に関する決議がブロックされている場合に、多数の国家の支持があれば、加盟国が行動することができるものとするものである⁽⁴⁾。北部イラクにおける安保理決議六八八に関連する行動、シエラレオネにおける安保理決議一一六二に関連する行動、そしてコソヴォにおける行動をこの文脈に位置付けているのである。この議論が二〇〇三年のイラク戦争において用いられた議論と類似していることには注意すべきであろう。人道的惨劇に関する例外的な状況において、人間の価値と干渉原則に関する利益衡量が必要となり、それは憲章二条四項に内在するものであるとする議論である。二〇〇〇年に発出された英国外務省による人道的干渉に関するガイドラインもこの考え方を基本としている⁽⁴⁾。

一九九一年の北部イラクにおける干渉については、安保理決議による明確な容認はなかったが、多数の国家から

の強い非難がなかったことも事実である。また後にユーゴにおいてUNPROFORが安全地帯を設置することについては、安保理決議八三六がこれを容認している。しかしながら、本章の検討課題である「安保理決議を根拠としない「人道的干渉」についてはどうか。リベリアにおいては一九九〇年八月、ナイジェリア主導のECOWASによる干渉が行われたが、安保理は事後的にこれを容認している。シエラレオネについても一九九八年に体制変更を伴ったことについては安保理決議によるマンデートの範囲にはなく、事後的に安保理に容認されている。そして、コソヴォ問題に関する干渉が行われたわけである。

北部イラクにおける干渉については英国が合法化の議論を展開し、これが諸国家によっておおむね容認されてきたことは特筆すべきであろう。この点においては、慣習国際法の形成へ向けて国家慣行が積み重ねられる可能性があったわけであるが、コソヴォ問題における諸国家の対立はこれに対する障害となった。一九九九年の国連総会審議においては人道的干渉を支持する諸国もなお多く存在していたが前述の通り、二〇〇五年に世界サミット成果文書に採用された「保護する責任」においては単独国家による干渉はその射程には含まれなかった。

さて、二〇〇三年のイラク戦争開戦前、二〇〇二年の段階において、対イラク武力行使を人道的干渉の観点から合法化する試みが行われていたことは特筆すべきである。イラク戦争の際に用いられたのは「イラク解放作戦」という表現であった。そこにはサダム・フセイン政権下において迫害・抑圧されている一般市民を保護するという考え方があった。政府が特定の住民の抹殺を考えているような場合に、その政府は最早、当該住民を代表するものではないとする考え方から、諸国家が当該住民のために干渉することが可能であるとする議論である。しかし、イラクにおいては、その議論が諸国家による支持を得ることが困難であることが明らかになっていく中で、一九九八年当時と同じ合法化の議論、すなわち「重大な違反の理論」に回帰したと考えることができる。米国、英国は「重

大な違反の理論」に関し少なくとも四十カ国から支持をとりつけたと主張し、憲章の枠内で武力行使を行う旨理論化したのである。すなわち武力行使は単独行動ではなく、多数の国家によって支持されているものであるとする議論である。安保理決議一四四一の採択時に、理事国の解釈、見解が分かれていたことは確かである。安保理決議六八七に関する「重大な違反」が安保理決議六七八のものとの武力行使の容認を再生させるといふ議論は多くの加盟国にとって説得力を有するものではなかった。クウェイトは解放されていたため、地域における国際の平和と安全の維持を必要とするという議論は説得力を欠いていた。しかしながら、なお、人道的干渉や先制的自衛といった議論よりも好ましいと判断されたわけである。⁽⁴³⁾

二〇〇三年二月の時点において、英国は安保理決議一四四一に続く武力行使容認決議の採択を模索し、そのような試みを拒否権行使によって妨げることは不当であると批判している。これに対して米国はさらなる決議は必要としないとする立場であった。米英間の協議の後、英国はさらなる安保理決議を必要としないとする立場に変更する。⁽⁴⁴⁾三月にはフランスが武力行使容認決議に拒否権を行使する旨明らかにする。

イラク戦争の合法化について、米国、英国は様々な理論的可能性を検討した結果、諸国家に対して著しく説得力を欠く議論を避けたという見方が正しいであろう。イラク戦争の合法化において人道的干渉の議論を援用することは大多数の諸国において「濫用」とみなされたわけである。⁽⁴⁵⁾しかしながら、イラク戦争において人道的干渉との関連性に言及されたことは、人道的干渉に関する諸国家の合意の可能性を低くする効果があったと指摘されている。すなわち、二〇〇一年に「保護する責任」に関する報告書が作成されていたが、イラク戦争における人道問題への言及はこのような概念に関する合意の可能性を低くしてしまったわけである。

第五章 むすびにかえて

国連憲章が予定していた本来の意味での集団安全保障、すなわち憲章四十三条の特別協定に基づく国連軍の設置が行われなかったことにより、国連は平和維持活動といった新たな枠組みを創設することによって対応してきた。⁴⁶⁾あるいは、多国籍軍といった有志連合に武力行使を容認するかたちで本来の国連軍が存在していないことに対応してきた。さらに加盟諸国の中には安保理が拒否権によって機能不全に陥った場合に一方的な武力行使にうったえる例もあった。

国連創立七十年にあたって、二〇一五年二月二十三日、安保理においては、中国の要請に基づき「国際の平和と安全の維持」と題する公開討論が行われた。副題は、「歴史を回顧し、国連憲章の目的と原則に対する強固なコミットメントを確認する」とされている。本件公開討論では、十五の安保理理事国の他、六十カ国以上が発言をしているが、その中から主として本稿の課題である「武力行使禁止原則の変容」に関連すると考えられる部分に焦点をあててみたい。

中国が強調している点は、「強制措置には安保理のマンデートが必要である」ことであり、「今日、創立から七十年を経て、国連憲章はかつてないほど意義深いもの」となっており、「安保理をバイパスしたいかなる単独行動も違法かつ不当である」ということである。⁴⁷⁾この点において、中国は、国連憲章採択以降の国家慣行から「武力行使禁止原則の変容」を導き出すことはできないとする立場であることは明らかである。

ロシアは「シリアにおける空爆、明確に虚偽の口実によるイラク占領、リビアの破壊と継続する混乱に導いた安保理のマンデートのごまかし」といった問題を国家の独立と主権平等、内政不干渉、紛争の平和的解決といった国

連の基本原則が侵害された例としてとらえている。⁽⁴⁸⁾ ロシアはそのような一方的な武力行使が今日の中東や北アフリカの不安定化と過激主義の台頭を引き起こしていると指摘し、友好関係原則宣言の強化を求めている。安保理におけるコンセンサスの必要性を重視し、ロシアのイニシアティブにより、テロ組織への資金供与を防止するため採択された安保理決議二一九九を強調し、またマリヤ中央アフリカへのPKO派遣、ナイジェリアのボコ・ハラムへの対処等における共同の対処の必要性を指摘する。すなわち単独主義ではなく、国連の枠組みにおける憲章に基づく問題解決の必要性の協調である。ロシアもまた、国連憲章採択後の国家慣行による「武力行使禁止原則の変容」といった考え方には親和性がないように見える。

中国のように「安保理をバイパスしたいかなる単独行動も違法かつ不当である」とする見解を示す国家は多数存在する。コソヴォ問題に際し、「違法だが正当」との言説が一定の支持を得たようにも見られたが、これを先例として国家慣行が積み重ねられてきたわけではない。またロシアの主張に明確であるように、一方的な軍事力の行使が関連地域における今日の混乱の原因であるとする見解も多くの国家に共有されており、主権尊重、内政不干渉が強調されている。シリアのように文民の保護概念の濫用に対する懸念を表明している国家もある。

これに対し、米国は憲章前文の「われら人民は」に着目し、国連の目的と原則へのコミットメントを再確認することは、憲章がその基本的尊厳を守ろうとしたすべての個人へのコミットメントを再確認することであると論じる。⁽⁴⁹⁾ この点において、状況が要請するならば安保理は国際の平和と安全の維持と回復のために強い役割を演じるべきであるとする。シリア問題で安保理が分断され、文民の保護のために十分な役割を果たすことができなかったことを問題とする。

フランスは、大規模人權侵害に際しての拒否権行使の自制について提案している。これは特筆すべきことであり、

これを受けて「保護する責任」や「文民の保護」に言及している国家も多数存在している。このような国家の中には、国連憲章採択後の国家慣行によって、「武力行使禁止原則の変容」ととらえることができる現象が起きていることについて、一定の理解を示すものがあると考えることができよう。

グリーンウッドは二〇〇〇年六月に英国下院の外交委員会において証言し、国際法上、安保理が国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を負うが、もしも拒否権行使によって安保理が行動をとることができない場合には、何もできないということの意味しないと述べた。⁽⁵⁰⁾すなわちホロコーストのような事例において安保理常任理事国の反対があるからと言って、干渉することを国際法が禁じていると考えることはできないと述べている。いわゆる「不当な拒否権」という議論であり、「不当な拒否権」行使は一方的武力行使の引き金となるという考え方である。問題は拒否権行使がどのような場合に「不当である」ということになるのかという点について判断基準がないことである。「保護する責任」に関する二〇〇一年の報告書は、武力行使は安保理によることが望ましいが単独国家による武力行使も排除してはいなかった。他方、安保理改革の文脈ではこれはフランスの提案のように拒否権行使を控える紳士協定の提案となるのであろう。

安保理が「国際の平和と安全の維持のための主要機関」であるとの位置づけを損なうことなく、いかにしてその機能不全に対応するかということが重要な課題である。安保理決議を根拠としない単独行動は、脆弱な国連システムを崩壊の危機に陥れてしまうことになりかねない。安保理の決定における問題点のみを強調するのではなく、安保理は審議する場所であり、完全なシステムには程遠いとしても、審議すること自体に意味があるとする指摘もなされている。⁽⁵¹⁾

本稿第二章において検討したように、対イラク武力行使に関して、一九九八年の「砂漠の狐作戦」において米英

は「重大な違反」の理論を根拠に、明確な安保理決議による容認のない武力行使にうったえた。本稿第四章第四節においては二〇〇三年のイラク戦争について検討したが、ここで使用された理論もまた「重大な違反」であり、人道的干渉や先制的自衛ではなかった。米英は累積した安保理決議により武力行使が容認されたという主張を行ったわけであり、実態はどうであれ、理論的には安保理をバイパスして行動することを主張したわけではなかった。安保理決議に対して完全に明確であることを求めることが困難であるとすれば、解釈の余地を残すということは必要であろう。イラク戦争により安保理の信頼は損なわれたが、同時に安保理体制が完全に破壊されたというわけではなかった。ジョンストンが指摘する通り、安保理は決議を採択する場に限られているわけではない。むしろ、審議する場として重要である。武力行使の合法性について、安保理において議論がなされているということこそが重要であると言うこともできる。すなわちそのことが不完全ながらも国連システムを維持、強化する方向にはたらくということである。

本稿第三章において指摘したように、安保理決議による武力行使容認については、冷戦後、とくに「人道的干渉」の議論と重なるような一般住民の保護の事例において、「平和に対する脅威」概念の拡大解釈が顕著になっていることは確かである。本稿第四章においては、安保理決議を根拠としない「人道的干渉」について論じた。今後、このような事例が積み重なる可能性があるかという点については明確ではなく、そのことによって、国際法が変容したと主張することができるのかという点については定かではない。慣習国際法としての人道的干渉が国連憲章体制の成立以前には、一般国際法上の自力救済として合法化されていたとする見解によれば、国連憲章の目的と人道的干渉は整合的なものであり、安保理の機能不全の場合には一般国際法上の自力救済が可能であるということになる⁽³⁾。しかしながら、国家慣行においても法的信念においても、このような主張は今日、多くの国家によって認めら

れているものではないであろう。武力行使禁止原則が強行規範であると考えるならば、条約法条約六十四条が規定する「一般国際法の新たな強行規範」が人道的干渉に関連して成立したとは到底言えない状況であることも指摘しなければならない。

他方、人道的干渉の問題に関連して論じられるような新たな国際法の発展に関する検討は引き続き重要な課題であることは疑いなくであろう。今日の国際法において強行規範や普遍的義務(*erga omnes obligations*)といった概念が発展する中、ジェノサイドや大規模人権侵害について、既存の国連システムが十分に対応できていないことから、人道的干渉論が新たな意味を付与されて展開されてきたとすることができるともいえる。もちろん、前述の通り、武力行使を伴う干渉の場合には、武力行使禁止原則自体が強行規範、また普遍的義務であるとみなされることから、相互の抵触が問題となる。

国家責任条文の起草過程において、特別報告者であったアゴーは国際犯罪の概念を使用することにより、国際共同体全体に対する基本的に重要な義務の重大な違反の問題を、峻別すべきであるとのアプローチをとった。その後、特別報告者となったクロフォードは国際犯罪の用語を使用せず、強行規範の概念を用いて条文案を起草した。二〇〇一年に国連総会において採択された国家責任条文においては、第二部の第三章、すなわち「一般国際法の強行規範に基づく義務の重大な違反」の部分となっている。そこでは四十一条において「本章に基づく義務の重大な違反の具体的帰結」が規定されている。強行規範に基づく義務の重大な違反の場合に、加重された責任レジームを課すという考え方である。しかしながら、異なった内容の強行規範の抵触の問題については明確な解答は与えられていない。

先行研究においては、人道的干渉について、緊急避難の概念を用いることで違法性阻却事由としての理論化を試

みる議論があることも紹介されている。⁽⁵³⁾ この議論には検討する意義があるものと考えるが、その際に問題となってくるのは、国家責任条文第二十六条であろう。同条は「本章のいかなる規定も、一般国際法の強行規範の下で生じる義務と合致しない国の行為の違法性を阻却するものではない」旨規定している。緊急避難に関する規定は国家責任条文第二十五条に規定されており、武力行使禁止原則を強行規範であると考えるならば、その射程をどのように定義するかにもよるが、人道的干渉について緊急避難によってその違法性を阻却することが困難となる。⁽⁵⁴⁾

人道的干渉について、合法化の試みをするのではなく、国内法における違法性の軽減事由の類推、たとえば情状酌量といった観点から、許容可能性という位置づけにおいて論じるべきであるとする見解もある。⁽⁵⁵⁾ すなわち、これまでの関連する国家慣行や法的信念の証拠からは人道的干渉の慣習国際法上の合法性、あるいは国連憲章の解釈としての合法性を導き出すことは困難であるが、違法性の軽減事由という観点からは意義を見出すことができるのではないかとするものである。

「武力行使禁止原則の変容」については、様々な新たな課題に直面して解釈の幅を許容する方向へ一定数の国家が向っているということについては明らかであると言って良い。慣習国際法の形成には国家慣行の蓄積が十分ではないが、今日、国家の考え方や、行動に一定の変化がみられるということは確認することができるであろう。

（付記） 本稿は、科研費基盤研究A（平成二十五～二十七年度 二五二五七一〇五）の研究分担者としての研究成果の一部である。

- (1) The Independent International Commission on Kosovo, *The Kosovo Report, Conflict, International Response, Lessons Learned*, Oxford University Press, 2000, p.164.
- (2) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 13/248, 16 October 1998, 23129.
- (3) U.N. Document, S/PV.3988, 24 March 1999, p.12.
- (4) *Ibid.*, p.2.
- (5) *Ibid.*, p.12.
- (6) U.N. Document, S/1999/328, 26 March 1999.
- (7) Michael J. Glennon, 'The New Interventionism: The Search for a Just International Law,' *Foreign Affairs*, Vol.78, No.13, 1999.
- (8) Richard B Lillich, 'Forcible Self-Help by States to Protect Human Rights,' *Iowa Law Review*, Vol.53, No2, 1967, pp. 344-351.
- (9) Michael Reisman and Myres McDougal, 'Humanitarian Intervention to Protect the Ibois,' in Richard B Lillich (ed.), *Humanitarian Intervention and the United Nations*, University Press of Virginia, 1973, pp.167-177.
- (10) Michael Reisman, 'Coercion and Self-Determination: Constructing Charter Art 2(4),' *The American Journal of International Law*, Vol.78, 1984, p.642.
- (11) Michael Reisman, 'Sovereignty and Human Rights in Contemporary International Law,' *The American Journal of International Law*, Vol.84, 1990, pp.866-875.
- (12) Fernando R Tesón, *Humanitarian Intervention: An Inquiry into Law and Morality*, Transnational Publishers, 1988, p.138.
- (13) Simon Chesterman, *Just War or Just Peace, Humanitarian Intervention and International Law*, Oxford University Press, 2001, p.56.

- (14) Fernando R. Tesón, *Humanitarian Intervention: An Inquiry into Law and Morality*, Second Edition, Transnational Publishers, 1997, p.158.
- (15) Sir Nigier Rodley, 'Humanitarian Intervention,' in Marc Weller (ed.), *Oxford Handbook of the use of force in international law*, Oxford University Press, 2015, pp.788-793.
- (16) Simon Chesterman, *supra* note 13, pp.63-84.
- (17) Antonio Cassese, 'Ex Initia Ius Oritur: Are We Moving Towards International Legitimation of Forcible Unilateral Humanitarian Countermeasures in the World Community?', *The European Journal of International Law*, Vol.10, No.1, 1999, p. 23.
- (18) U.N. Document, A/54/PV.4,pp.1-4.
- (19) U.N. Document, A/54/PV.8,pp.15-19.
- (20) U.N. Document, A/54/PV.17,p.3.
- (21) U.N. Document, A/54/PV.17,p.3.
- (22) U.N. Document, A/54/PV.17,p.6.
- (23) 酒井啓亘「武力行使の合法性に関する事件—仮保全措置の申請—」『国際法外交雑誌』第一〇〇巻第一号、二〇〇一年、五〇～七四頁。
- 玉田大「国際司法裁判所 武力行使の合法性事件 (先決的抗弁判決 二〇〇四年十二月十五日)」『岡山大学法学会雑誌』第五十五巻第一号、二〇〇五年、二〇九～二二八頁。
- (24) International Court of Justice, CR/99/14, 10 May 1999.
- (25) Christine Gray, *International Law and the Use of Force, Third Edition*, Oxford University Press, 2008, p.44.

- (26) International Court of Justice, CR99/15, 10 May 1999.
- (27) *Ibid.*
- (28) *ICJ Reports*, 1999, p.124.
- (29) Antonio Cassese, *International Law, Second Edition*, Oxford University Press, 2004, p.475.
- (30) 酒井啓子「イスラム国」脅威の本質は何か—イラク戦争—対テロ戦争—アラブの春の吹きだまり—『外交』Vol.28' 二〇一四年' 四十一頁。
- (31) Lindsay Moir, 'Action against host states of terrorist groups', in Marc Weller, *supra* note 15, pp.731-732.
- (32) Dapo Akande and Zachary Vermeir, 'The Airstrikes against Islamic State in Iraq and the Alleged Prohibition on Military Assistance to Governments in Civil Wars,' *The European Journal of International Law*, EJIL: Talk!
- (33) U.N. Document, SC Res 2085 (2012)
- (34) Security Council Press statement SC/10871, AFR/2502, 10 Jan 2013.
- (35) Marc Weller, *Iraq and the use of force in international law*, Oxford University Press, 2010, p.186.
- (36) Address to the Nation, 17 March 2003.
- (37) *British Yearbook of International Law*, Vol.63, p.825, 1992.
- (38) D.J. Harris, *Cases and Materials in International Law, 6th Edition*, 2004, p.950.
- (39) Marc Weller, *supra* note 35, p.81.
- (40) Sir Michael Wood, *Chicot Testimony*, 24 November 2009.
- (41) Marc Weller, *supra* note 35, p.84.

- (42) *British Yearbook of International Law*, Vol.71, p.646.
- (43) U.N. Document, S/2003/351.
- (44) Lord Goldsmith, Chilcot Testimony, 27 January 2010.
- (45) Alex J. Bellamy, 'Responsibility to Protect or Trojan Horse? The Crisis in Darfur and Humanitarian Intervention after Iraq,' *Ethics & International Affairs*, 2005, p.38.
- (46) Ian Johnstone, 'When the security council is divided: Imprecise authorizations, implied mandates, and the unreasonable veto,' in Marc Weller, *supra* note 15, pp.227-229.
- (47) U. N. Document, S/PV.7389, pp.4-5.
- (48) *Ibid.*, pp.6-7.
- (49) *Ibid.*, pp.13-15.
- (50) Christopher Greenwood, 'International law and the NATO intervention in Kosovo', *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.49, No.4, p.930.
- (51) *Ibid.*
- (52) Francis Kofi Abiew, *The Evolution of the Doctrine and Practice of Humanitarian Intervention*, Martinus Nijhoff Publishers, 1999.
- (53) 掛江朋子『武力不行使原則の射程—人道目的の武力行使の観点から』国際書院、二〇一二年、一五八〜一六一頁。
- (54) Karl Zemanek, 'New Trends in the Enforcement of erga omnes Obligations,' *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, Vol.4, 2000, p37.
- (55) Sir Nigier Rodley, *supra* note.15, pp.793-796.